



平成26年7月25日

各 位

社 名 株式会社プリンシパル・コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 瀧 培今
(JASDAQ・コード3587)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 楊 晶
電 話 03-5510-7841 (代)

第69回定時株主総会における旧経営陣による会社提案議案（取締役選任）を可決する決議の取消訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社株主様が7月9日に提起した株主総会決議取消訴訟の訴状の送達を本日受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

- (1) 裁判所：東京地方裁判所（事件番号：平成26年(ワ)第17573号）
- (2) 提起日：平成26年7月9日（水）
- (3) 原 告：当社株主様である佃和也氏（大阪府堺市中区）
- (4) 請求の内容

：当社の平成26年6月27日開催の第69期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における第2号議案「取締役7名選任の件」に係る会社提案である取締役7名の選任議案（山本明彦氏、眞邊司子氏、上藺明美氏、木村博之氏、堀内信大氏、西村光章氏及び菊地博紀氏を取締役候補者とするもの。以下「第2号原案」といいます。）のうち菊地博紀氏（当社現副社長）を除く6名（以下「松本純氏ら」といいます。）の取締役就任を可決する旨の決議の取消しを求めるものであります。

- (5) 訴状が当社に送達された日
：平成26年7月25日

2. 訴訟提起に至る経緯

本総会においては、旧経営陣提案に係る定款一部変更議案、第2号原案及び本総会当日に当社株主

様より提案された第2号原案に対する修正動議（瀋培今氏、菊地博紀氏、池永威彦氏、楊晶氏及び瀋培杲氏を取締役候補者とするもの。以下、「本件修正動議」といいます。）が上程されました。

そして、平成26年6月30日付「再度の『第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ』と、平成26年6月27日付け同標題の開示から内容が変更したことの経緯についてのお知らせ」にて開示いたしましたとおり、シャンハイ・ヒュージリーフ・インベストメンツ（英文表記：Shanghai Hugel Leaf Investments Holding Co., Ltd、以下「シャンハイ・ヒュージリーフ」といいます。）及び池永威彦氏を勧誘者とし、同社の協力株主様である佃和也氏を受任者としてなされた、委任状勧誘（以下「本委任状勧誘」といいます。）による委任状に係る議決権は、20万4,094個（総議決権数50万6607個に対する割合で40.29%）に達し、これに当日出席した シャンハイ・ヒュージリーフが実質保有する当社株式の株主名簿上の株主様である HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED（カストディアンである香港の証券会社）など、本総会に本人出席した シャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主様の議決権 個数を合算すると、第2号原案に反対し、本件修正提案に賛成する株主様の議決権の合計は、総議決権数の過半数に達しました。そのため、本総会において、第2号原案はいずれも否決され、本件修正動議は、出席株主様の議決権の過半数の賛成を得て承認可決されました。

しかしながら、当社前代表者である松本純氏は、本総会において、本委任状勧誘による委任状に係る議決権を無効としたうえで、第2号原案が承認可決された旨、宣言し、平成26年6月27日付で「代表取締役社長山本明彦」名義により、第2号原案が承認可決され、山本明彦氏が新代表取締役に就任した旨の「第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ」を開示するに至りました。

このように当社において、平成26年6月27日（金）及び同月30日（月）において、それぞれ異なる代表者名による異なる内容の開示が行われたことに関し、東京証券取引所は、同年7月1日付で本総会における取締役選任議案の結果及び代表取締役の異動に関する情報の真偽が不明確であり、当社の情報につき注意を要すると認められる事情があるとして、不明確な情報等に関する注意喚起をしております。

以上の状況をふまえて、原告株主様は、第2号原案が否決されたことについて司法判断で真偽を明確にするべく、本件訴訟提起に至ったとのことであります。

3. 今後の対応

当社も、本委任状勧誘による委任状に係る議決権は有効であり、本件修正動議が承認可決され、第2号原案が否決されたことは明らかであると認識しており、そもそも松本純氏による第2号原案が承認可決された旨の宣言は、株主様の有効な議決権を無視してなされたものであって違法性が著しいため、総会決議と評価することはできず、そもそも決議として不存在であると認識しております。そこで、当社は、本件訴訟を、当社の現経営陣の正当性を裁判所の判断により確定させる適切な機会であると考えており、原告株主様と協力の上、早期に認容判決（第2号原案を可決する旨の決議の取消しを認める判決）を受けるべく、適切に訴訟追行をしてまいり所存です。

なお、他方で当社としては、第2号原案において取締役候補者とされた山本明彦氏らが裁判に関与する機会を適切に保障する観点から、第2号原案で取締役候補者とされた松本純氏ら全員に対し、本日、本件訴訟が提起された事実を知らせる通知書を発出し、適切な対応を促してまいる予定です。

今後、本件に関して開示すべき事項が発生した場合には、改めてお知らせいたします。

以 上